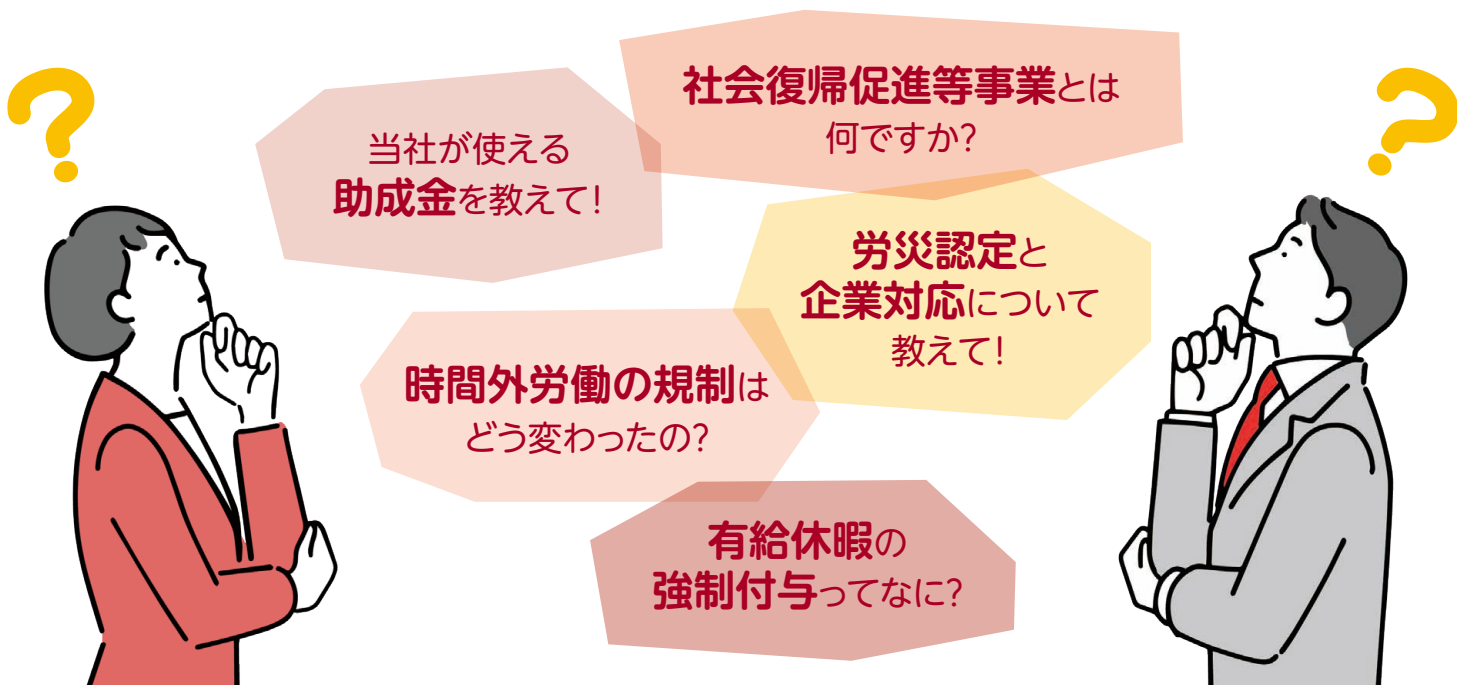


# 事業所向け 相談員 派遣事業

該当する石狩市内の事業所を対象に、  
助成制度の説明や  
通年雇用化を目指すための  
疑問・質問・相談などに  
専門家が親切丁寧に対応し  
問題解決に努めます。

1社1回1時間



相談をご希望された事業所まで、  
相談員が直接お伺い致します。



相談員

特定社会保険労務士  
**西尾 譲氏**  
社会保険労務士法人 村上労働行政事務所  
副所長

実施期間

令和5年**3月10日**まで  
(土・日・祝・年末年始は除く)

相談無料 (先着5社限定)

お申し込みは裏面をご覧ください

お申し込み  
お問い合わせ

石狩市季節労働者通年雇用促進協議会

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所 企画経済部 商工労働観光課内

TEL: 0133-72-3166

FAX: 0133-72-3540

# 相談員派遣申込書

FAX:0133-72-3540

必要事項をご記入の上FAXまたはお電話でお申込みください。  
受付確認後、相談内容、相談員の派遣日の打ち合わせの連絡をさせていただきます。

申込日：令和 年 月 日

事業所名	フリガナ			
住所	〒 -			
電話	( ) -	F A X	( ) -	
担当者名	フリガナ			
	役職			
業種 (事業内容)	希望訪問 日時		令和 年 月 日	午前・午後 時 分
ご相談を希望 する項目に○ をお書き下 さい。(複数可)	季節労働者の 通年雇用化	働き方改革の ポイント	定年延長の整備	就業規則の整備
	働きやすい 環境の整備	助成金の活用	社会保険の加入	福利厚生 の整備
	その他(具体的に)			

## 改正育児・介護休業法

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されます。

- ①出生直後時期の柔軟な育児休業の取得
- ②雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務付け
- ③育児休業の分割取得
- ④有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- ⑤育児休業取得状況の公表の義務付け

## 65歳超雇用推進助成金

65歳以上への定年引上げや高齢者の雇用管理制度の整備等、高齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して行う助成制度です。

## 通年雇用助成金

北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して行う助成制度です。